

経済産業省は、郵便物受取サービス業者<sup>(注)</sup>が詐欺的投資勧誘を行う事業者の犯罪に悪用されないよう、犯罪収益移転防止法に基づく顧客の本人確認の実施及び記録の作成・保存義務を徹底させるよう監督・指導をしている。

(注)「郵便物受取サービス業者」とは以下のすべての要件を満たす業者をいう。

- ◆ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ◆ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ◆ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

## 1. 郵便物受取サービス業者に対する行政処分の実施

- 平成20年3月1日の犯罪収益移転防止法の施行から、警察庁と連携し、同法に違反している疑いのある当該業者に対して立入検査を行い、29件の是正命令による行政処分を行い、当該業者からは是正措置の報告を提出させている。

## 2. 郵便物受取サービス業者の実態調査の実施

- 郵便物受取サービス業者の可能性のある約4,000の事業者を選定し、電話による実態調査を実施している。この調査によって、当該業者の実態把握を行い、犯罪収益移転防止法の遵法意識につき調査を行うとともに、別途開催予定の説明会への参加を促している。

## 3. 改正犯罪収益移転防止法の説明会の実施

- 犯罪収益移転防止法及び関連法令の強化を踏まえ、来年1月に、郵便物受取サービス事業者向けに同法に関する説明会を実施する。
- 同法に基づく本人確認の実施及び記録の作成・保存の方法について改めて説明し、来年4月からすべての郵便物受取サービス契約の締結について、本人確認の実施及び記録の作成・保存が必要であることの周知徹底を図る。